

原 議 保 存 期 間	5 年(令和12年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5 年(令和12年12月31日まで保存)

サ 対 乙 達 第 1 5 号
令 和 7 年 6 月 2 7 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察サイバーパトロール・モニター運用要領の改正について(通達)

対号 令和2年6月18日付け生捜乙達第15号「石川県警察サイバーパトロール・モニターの運用要領の制定について (通達)」

石川県警察サイバーパトロール・モニターについては、対号に基づき運用しているところであるが、このたび、サイバー空間における違法・有害情報の浄化活動をさらに効果的に実施するため、必要な修正を加え、別添のとおり「石川県警察サイバーパトロール・モニター運用要領」を改正したので、効果的な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

別添

石川県警察サイバーパトロール・モニター運用要領

第1 目的

この要領は、石川県警察サイバーパトロール・モニター（以下「モニター」という。）の運用について必要な事項を定め、サイバー空間における違法・有害情報の浄化活動を効果的に実施し、サイバー空間の安全確保に資することを目的とする。

第2 委嘱

- 1 モニターは、サイバー空間における健全化と規範意識の向上に熱意があり、かつ、次に掲げる要件を満たしている者又は団体の中から、生活安全部長が委嘱するものとする。
 - (1) 警察と協力関係のある団体又はその団体から推薦を受けた者若しくは団体
 - (2) 年齢20歳以上の者で石川県内に居住、通勤若しくは通学している者又は石川県内に所在する団体
 - (3) 委嘱期間を通じてモニターを実施可能な者又は団体
- 2 前記1によりモニターを委嘱するときは、委嘱状（別記様式）を交付するものとする。
- 3 モニターの委嘱期間は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3 任務

モニターは、インターネットを利用し、次に掲げる違法・有害情報に該当すると認められる情報の発見に努め、認知したときは速やかにインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）に通報するものとする。

- (1) 刑法第175条第1項に定めるわいせつ電磁的記録記録媒体陳列に該当する情報
- (2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第6項に定める児童ポルノ公然陳列に該当する情報
- (3) 薬物関連情報（違法薬物の売買や使用等）
 - ア 覚醒剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18に定める規制薬物の広告に該当する情報
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第76条の5に定める指定薬物の広告に該当する情報

- ウ 医薬品医療機器等法第76条の6第2項及び第76条の6の2第1項に定める指定薬物等である疑いがある物品の広告に該当する情報
- エ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第9条に定める薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、あおり、又は唆す行為に該当する情報
- オ 医薬品医療機器等法第68条に定める未承認医薬品の広告に該当する情報
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）第6条に定める禁止誘引行為に該当する情報
- (5) 売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号に定める売春目的等の誘引に該当する行為
- (6) 犯罪実行者の募集に該当する情報（いわゆる闇バイト投稿）
 - ア 職業安定法第63条第2号に定める有害業務目的での労働者募集に該当する情報
 - イ 職業安定法第5条の4第1項又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第12条第1項に定める虚偽等の労働者募集表示に該当する情報
- (7) 銃砲刀剣類所持等取締法第32条第7号に定める拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為に該当する情報
- (8) 貸金業法第11条第2項に定める無登録貸金業に係る広告に該当する情報
- (9) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条第1号に定める識別符号の入力を不正に要求する行為に該当する情報（いわゆるフィッシング行為）に関連する情報
- (10) 重要犯罪密接関連情報（拳銃等の譲渡、爆発物の製造、殺人、強盗等の請負・仲介・誘引等）
- (11) 人を自殺に誘引・勧誘する情報（集団自殺の呼び掛け等）
- (12) 特殊詐欺等の犯罪に悪用される犯罪インフラ関連情報（預貯金通帳や携帯電話の売買等）
 - ア 犯罪による収益の移転防止に関する法律第28条第4項、第29条第4項及び第30条第4項に定める金融機関の口座売買等の勧誘・誘引に該当する情報

報

イ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第23条に定める携帯電話・PHSの匿名貸与契約・無断有償譲渡業等の勧誘・誘引に該当する情報

(13) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第5条に定める不正アクセス助長行為に該当する情報（他人のIDやパスワードをさらす行為等）

(14) その他違法・有害情報

第4 通報要領

通報は、原則としてIHCウェブサイトの入力フォームから行い、通報内容を適宜、サイバー犯罪対策課へ報告するものとする。ただし、通報内容が殺人、爆破予告、自殺予告等の人命に関わる事案である場合は、サイバー犯罪対策課へ電話、メール等で行い、緊急を要する場合は、110番通報するものとする。

第5 報償

無償とする。

第6 遵守事項

モニターは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 委嘱期間中及び解嘱後において任務中に知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 個人のプライバシーに関する情報、セキュリティに関する情報の保護に十分配慮すること。
- (3) 協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものではないことを認識し、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を侵害してはならない。

第7 解嘱

生活安全部長は、モニターが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) 第2の1に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第6の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障等により任務遂行に支障があるとき。
- (4) 上記のほか、モニターとしてふさわしくない非行があったとき。

第8 運用上の留意事項

サイバー犯罪対策課長は、モニターの運用を効果的に機能させるため、次の事

項を行うものとする。

- (1) 委嘱時において、任務内容や通報要領の研修会等を開催すること。
- (2) 各期の警察業務重点に合わせて効果的に違法・有害情報の浄化活動がなされるよう、モニターに対して違法・有害情報の重点を示すこと。
- (3) メール等により、常にモニターと連携を密にし、モニターに必要な情報の共有化を図ること。
- (4) モニターに、過度の負担を強いることのないように配慮すること。

第9 事務

モニターに関する事務は、サイバー犯罪対策課において処理するものとする。

委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

あなたを石川県警察サイバーパトロール・
モニターに委嘱します

委嘱期間は令和〇年〇月〇日から
令和〇年〇月〇日までとします

令和〇年〇月〇日

石川県警察本部生活安全部長

警視正

〇〇 〇〇 印